

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定について

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定については以下のとおりとし、令和4年4月1日以降に入札公告(通知)を行う工事および委託から適用します。

県ホームページ参照: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/302963.html>
滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > お知らせ・注意

○ 建設工事

全工事において、公契連モデルを参考に算定します。

○ 業務委託

全業務において国土交通省の低入札価格調査基準の算定式を参考に算定します。

○ 土木施設維持管理委託(除草・剪定業務)

国土交通省の低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施対象価格の算定式を参考に算定します。

低入札価格調査実施要領の改定について（別紙 1 - 1 の改定）

低入札価格調査実施要領について改定しましたので、令和元年5月1日以降に入札公告(通知)を行う工事および委託から適用します。

県ホームページ参照: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303904.html>
滋賀県 > 一般の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > お知らせ・注意

○別紙 1 - 1 「STEP 1 調査における判断基準」

- ・ 工事にかかる数値的判断基準の見直し
- ・ 数値的判断基準を原則設定しない業種の廃止（全ての工事を設定対象とした）
- ・ WTO対象案件において、STEP 1 調査における判断基準 1（2）を対象とした

※低入札価格実施要領（別添-1）および様式については変更なし